

## 創造活動室のご利用について

【令和3年6月1日改訂版 安全対策ガイドライン】

創造活動室をご利用の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のことを必ずお守りいただきますようお願いいたします。

なお、この取扱いは今後の感染の動向のほか、政府等の対処方針の変更に応じ、適宜改定を行います。利用日時点における取扱いが適用されますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

### 1 基本的な感染拡大防止対策

関係者、来場者に対し、次の感染防止対策を必ず周知、徹底するようお願いいたします。

- ①マスクの常時着用
- ②手指の消毒や手洗い
- ③大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- ④相互の社会的距離（最小1m）の確保
- ⑤厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ」（COCOA）や「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」の通知サービスの活用
- ⑥37.5℃以上の発熱がある場合や、以下の症状等に該当する場合は来館を控えてください。
  - ◆咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などの症状
  - ◆PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - ◆過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

### 2 利用人数の上限（演者、来場者、利用者等を含む。）

【創造活動室及び控室の利用定員の目安】

創造活動室			創造活動室控室
講演・公演等	約40名	※ステージを設け、客席として椅子を1m空けて並べた状態	2名
楽器等の練習	約50名	※椅子のみを1m空けて並べた状態 ※ダンスや体操などを行う場合	

定期的に休憩時間を設け、こまめに換気をお願いします。

### 3 練習、本番利用の共通事項

- ①表現上困難な場合を除き、施設内ではマスクの着用を徹底してください。
- ②休憩時間や入退場時には会話の抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するよう利用者等に周知をお願いします。
- ③演者（利用者）間で十分な距離（最小1m（できるだけ2mを目安に））を確保してください。
- ④近接した距離（最小1m空ける。）での会話は避けてください。

- ⑤密な状況が発生しないよう、仕込み・リハーサル・撤去等においても、十分な感染防止対策を講じたうえで余裕のある時間設定としてください。
- ⑥機材や楽器、用具等の取扱者を選定し、不特定の方による共有は避けてください。
- ⑦控室は、密にならないよう人数を調整するとともに、自然換気を行ってください。
- ⑧当日、施設内外で来場者、利用者、関係者等の検温（検温器は主催者側でご用意ください。）を行い、37.5℃以上の発熱があった方については入場又は入館をお断りください。

#### 4 客席、ステージを設けてのご利用

- ①施設内ではマスクの着用を必須とし、未着用の来場者に対しては配布（主催者が準備）又は販売する等、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- ②施設内において、大声での発声、歌唱や声援を伴う利用の場合は、十分な距離（最小1 m）を空けて椅子を設置してください。
- ③特定の範囲をステージとして使用し、客席を設ける場合は、ステージと客席との間隔は2 m以上空けてください。
- ④来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者を舞台に上げる、ハイタッチをする等）は行わないでください。
- ⑤演者同士の間隔は、十分な距離（最小1 m（できるだけ2 mを目安に））を空けてください。

#### 5 その他

可能な範囲で演者、関係者、来場者等の氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1か月）保管してください。こうした情報は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供するため、利用終了後に会館が主催者に提出を求める場合があります。

なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には厳重な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。

ご不明な点がございましたら、会館にお問い合わせください。

京都市呉竹文化センター

（公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団）

〒612-8085 京都市伏見区京町南七丁目 35-1

TEL：075-603-2463／FAX：075-603-2465

kuretake@kyoto-ongeibun.jp